

高齢者の消費者トラブル

～相談の多い事例を知って、みんなでトラブルを防ぎましょう～

【事例1】

裁判の通知ハガキが届き、連絡したら弁護士から取り下げ費用を請求された。(ハガキによる架空請求)



○連絡はしないで、無視しましょう。



【事例2】

電話勧誘で契約先の関連会社と思い、別会社と光回線の契約をしてしまった。(光回線サービスのトラブル)



○勧誘を受けた際は、必ず契約先の事業者名や契約内容を確認しましょう。

○契約書面を受け取ってから8日以内であれば「初期契約解除制度」が利用できます。

【事例3】

強引な電話勧誘で高額な健康食品を契約させられた。(健康食品の電話勧誘)



消費者庁のイラストを加工



○必要なければきっぱりと断りましょう。

○電話勧誘で契約した場合は、8日以内ならクーリング・オフ(契約解除)できます。



高齢者の消費者トラブルを防ぐためには、高齢者ご本人だけでなく、ご家族や周りの方々もトラブルの手口を知り、日頃から高齢者を見守っていただくことが大切です。不審な訪問や電話を受けた等、気づいたことがあれば、さりげなく声がけをして、心配な時は消費生活センターにご相談ください。

山形市消費生活センター

山形市城南町1-1-1 霞城セントラル3階

火～日曜日(月・祝休館)午前9時～午後5時

相談専用電話

023-647-2211

い や や

又は 消費者ホットライン **188**